

別紙

「（仮称）肝付風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、鹿児島県肝属郡肝付町において、最大で出力43,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカのペアの生息が確認されている。また、対象事業実施区域の周辺はサシバ等の鳥類の主要な渡り経路になっており、事業者は詳細な渡り経路を把握するため、対象事業実施区域外も含む広い範囲で調査を行い、実態の把握に取り組んでいる。しかしながら、事業者の実施した希少猛禽類調査では、準備書段階において非営巣期を含む一営巣期分のみの調査結果が示されており、クマタカの営巣が確認されない結果となっていたことから、対象事業実施区域及びその周辺における希少猛禽類の繁殖状況及び飛翔を十分把握できていない可能性がある。このため、引き続き調査を実施するとともに、調査結果に応じて、予測段階における行動圏の内部構造の解析や、それらを踏まえた評価及び環境保全措置の検討が行われることが必要である。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオオスミサンショウウオ等の重要な両生類も確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1．総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（１）関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（２）事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置と最寄りの住居との距離は約 700m と近接している。本事業の実施により、工事用資材等の搬出入で最大 9 dB、建設機械の稼働で最大 10dB、風力発電機の稼働に伴う騒音が最大で 10dB と、それぞれ現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な説明を実施すること。

(2) 水環境及び水生動物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林又は保健保安林に指定され、対象事業実施区域の周囲には集落水道水源が存在しており、また、対象事業実施区域の周囲の沢筋等において、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオオスミサンショウウオ等の重要な両生類も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

また、工事中において、河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないか等を確認するため、環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講じること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカのペアの生息が確認されているほか、対象事業実施区域の周辺は、大隅半島におけるサシバ等の鳥類の主要な渡り経路になっている。また、クマタカについては、営巣が確認されていないことから、引き続き調査を実施するとともに、調査結

果に応じて、営巣地の確認、ペアの生息状況の把握及びその結果を踏まえた行動圏解析を行う必要がある。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 営巣地が確認されていないクマタカのペアについて、営巣地確認調査を再度実施し、営巣や繁殖が確認又は推測された場合には、その結果や専門家等からの助言を踏まえ、行動圏を設定した後に、高利用域及び高利用域内の好適採食地等の行動圏の内部構造等、解析を再度実施すること。

また、調査の結果、希少猛禽類の繁殖等について重大な影響が予測される場合には、事業計画の見直し又は影響が最小限となるよう適切な環境保全措置を講ずること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の環境影響の予測には大きな不確実性が伴うことから、風力発電機の稼働後に渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施すること。また、稼働後の希少猛禽類のバードストライクの有無に係る事後調査については、必要に応じて適切に実施すること。さらに、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。